

○平成二十三年総務省告示第二百七十九号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表 （傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
1・2 (略)		1・2 (略)	
3 無線設備等		3 無線設備等	
一 (略)		一 (略)	
二 電気的特性		二 電気的特性	
点検の項目	具体的な点検の実施方法等	点検の項目	具体的な点検の実施方法等
1～18 (略)		1～18 (略)	
19 比吸収率	平成25年総務省告示第〇〇〇号（人体における比吸収率の測定方法を定める件）に定める方法により、人体における比吸収率を求める。	19 比吸収率	平成13年総務省告示第628号（人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件）に定める方法により、人体頭部における比吸収率を求める。
注 (略)		注 (略)	
三 (略)		三 (略)	

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。